

第9期古賀市介護保険運営協議会（令和7年度第1回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和7年5月15日（木）19時00分から20時05分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202 研修室
3. 出席委員 堤啓 会長、加藤功 委員
峰松豊美 委員、新本瑞穂 委員、秋山実里 委員
白井ひろ子 委員、仲道誠明 委員、阿部友子 委員
永沼八重 委員
4. 欠席委員 1名
5. 傍聴者 なし
6. 諮問・報告・議事
 - (1) 令和7年度介護保険運営協議会スケジュールについて
 - (2) 令和7年度介護保険事業所の指定（更新）について
 - (3) 令和7年度古賀市地域包括支援センターについて
 - (4) 古賀市における高齢者虐待の状況について
7. 資料
 - 【資料1】 第9期介護保険運営協議会 年間スケジュール(案)
 - 【資料2】 介護保険事業所の指定（更新）等について
 - 【資料3】 地域包括支援センターについて
 - 【資料3別紙①】 令和7年度 古賀市地域包括支援センター事業計画書（抜粋）
 - 【資料3別紙②】 令和7年度介護あんしん相談会そえるて日程表
 - 【資料4】 古賀市における高齢者虐待の状況（令和6年度）

8. 会議内容

(1) 令和7年度介護保険運営協議会スケジュールについて 資料1

事務局より、令和7年度介護保険運営協議会スケジュールについて説明。

【質疑】なし

(2) 令和7年度介護保険事業所の指定（更新）について 資料2

事務局より、令和7年度介護保険事業所の指定（更新）について説明。

【質疑】

- 令和6年度は、1事業所が経営上の事情により廃止との説明があったが、事業所を立ち上げて3年以上継続することは至難の業であり、さらに10年継続し、成長・発展の段階に至ると、より大きな試練にさらされることがある。ゼロからのスタートには大きな労力を要するため、事業継続には自助努力だけでなく、公的支援も必要である。特に公共性の高い介護事業者においては、日常的な経営状態を客観的かつ温かい視点で見ることが求められるのではないと思う。それは、事業所を甘やかすというのではなく、民間企業とは異なる性質を持つ事業所にふさわしい対応であると考え。したがって、民間企業と同様に自助努力のみを求めるのではなく、社会的課題としての側面も踏まえた公的支援の必要性について、改めて見解を求めたい。また、現在介護保険事業所に対する公的な支援策や支援計画はどういったものがあるか。
- ⇒ 現在、介護保険事業所に対しては、地域密着型施設の設立時の補助がある。それ以外の支援は限定的であるが、昨年度までは新型コロナウイルスの影響等による物価高騰に対応するために定員に応じた補助金を行っていた。また、事業所による研修実施には経費がかかるため、市が主催する研修へ参加できるよう支援を行っている。さらに、ハローワークと連携し、介護・福祉職に特化した集団面接会の開催も実施している。福岡県では、ITやデジタル機器の導入支援、人材確保への補助などが行われているが、市では行っていない。ただし、市としても介護事業所からの要望を聞く機会が増えており、今後の支援の在り方について、事業所の実情を確認しながら検討していきたい。
- 公的支援という面であれば、商工会に相談するというのもあるのではないと思う。
- 余香庵サテライトが休止中で、余香庵と一体的に運営がされているとのことだが、両事業所とも休止になっているのか。それとも、余香庵サテライトだけが休止中か。
- ⇒ 今の庄にあった余香庵が、建物の老朽化により建物の継続利用が困難となった。このため、余香庵利用者には、ハイマート桑の実内でサービス提供を実施することになった。これまで、ハイマート桑の実内では余香庵サテライトがあったが、今回の対応により、桑の実内における運営を余香庵として実施することになった。その結果として、従来の余香庵サテライトは休止し、余香庵本体とサテライトで分かれていた機能を、桑の実内の余香庵に一本化・集約する運営体制となった。

- 今の庄にあった余香庵の建物自体がなくなったのか。
⇒ 建物自体は存在するが、サービスは一切行われていない。

- 廃止されたデイサービスセンターあかねのその後について何か聞いているか。
経営的な事業で廃止ということだが、経営方法や新型コロナウイルスの影響など様々な理由があるだろうが、残念な結果になってしまったと感じている。
⇒ 廃止後の情報については、確認できていない。

- 公益性の高い事業所が閉鎖すると、社会に与えるダメージは小さくない。そういった観点から、守り育てていくという発想が必要であると思う。

- 市単独で介護保険事業所に対して経営的な支援を行うことは難しいと思う。しかし、昨年度から、介護保険事業所は経営状況を国に届け出る制度が開始された。これにより、各事業所の経営実態が国に把握されるようになっている。
そのため、今後、国として経営が厳しい事業所に対して何らかの制度的改善や支援措置が講じられる可能性があるのではないかと期待している。これまでは、経営状況を公的に届け出る仕組みがなかったが、その活用に注目している。

- 医療機関や介護保険事業所は、各保険制度の枠内で業務を行っており、その制度から逸脱すれば査定が入り、経営上の損失を被ることになる。公的資金を用いるとなると、膨大な書類作成が必要となるのは当然である。東日本大震災時には、人工呼吸器を必要とする患者のために診療所で発電機を用意するよういわれ、購入費の 2/3 の補助があったものの、手続きには膨大な書類が求められた。公金を活用する場合、正当な根拠や申請手続きが厳格に求められることは、重々承知はしているが、各種制度に対する法的知識や運用能力のある人材が不可欠であり運用が困難。国の制度運用は非常に厳格であり、善意や熱意だけでは介護施設の運営は成り立たないのが現実である。

- 2000年に地方分権一括法が施行され、地方のことは地方に任せるという理念が打ち出された。市町村は国民に最も身近な経営主体であり、地域の実情を最もよく理解している存在である。市町村には、国を上回る知恵と工夫をもって政策を進め、国の姿勢に変化を促す可能性がある。そのような主体的な発想に立たなければ、すべてを国任せにすることになり、それは非常に危険であると考える。

(3) 令和7年度地域包括支援センターについて 資料3、資料3別紙①、資料3別紙②

事務局より、令和7年度地域包括支援センターについて説明。

- 資料3別紙① 第1地域包括支援センターの方針に新しい認知症観の普及啓発という記述があるが、新しい認知症観とは、どのようなものか。
 - ⇒ 従来の認知症ケアは、「問題行動」や「できないこと」に焦点を当てたネガティブな側面が強調されてきた。認知症になると、不都合や困難が生じるという捉え方が主流であり、そうした考え方が市民や介護事業所への周知の中心となっていた。これに対し、新しい認知症観は、認知症の人が持つ「その人らしさ」や「できること」「可能性」に注目している。認知症があっても、適切なサポートがあれば日常生活を送ることは十分に可能であるという前向きな視点である。現在、この新しい認知症観を市民や介護サービス事業所に広く周知しようとしているが、これまでの考え方が根強く残っており、意識の転換は難しいところ。国の方針としてもこの新しい認知症観を取り入れ、認知症の方を中心に考えていくという方針になっていることから、地域包括支援センター（基幹型・圏域型）や認知症地域支援推進員を中心に、市民への効果的な周知方法を検討しているところである。

- それぞれの圏域地域包括支援センターが、特徴のある取り組みを行っていると思うが、同じ市民を対象にしているのに管轄する圏域地域包括支援センターによってサービス格差が出ることはないのか。それぞれの良い取り組みが、横展開できるように各圏域地域包括支援センターの情報共有は行われているのか。市民としては、どこの圏域地域包括支援センターであっても、平等にサービスを受けることができたらいいなと思う。
 - ⇒ 各圏域には固有の地域特性があるため、圏域地域包括支援センターはそれぞれの特性を踏まえて事業を展開している。ただし、サービスに格差が生じないよう、月1回の定例会議を通じて情報共有を行っている。また、良好な取り組みを横展開し、サービスの考え方や実施方法の標準化を図れるようにしている。

- ゆいでは、どのような活動を行っているのか。
 - ⇒ ゆいでも、介護予防活動を行っており、サポーターに対して、新しい認知症観を研修で伝えていく予定としている。

(4) 古賀市における高齢者虐待の状況について 資料4

事務局より、古賀市における高齢者虐待の状況について説明。

- 虐待件数の報告があったが、特に説明をしておくべき重大案件はあったか。
 - ⇒ 令和6年度において、2件の高齢者虐待の認定をした。そのうち1件は、生命の危機に関わる深刻な事案であった。介護者が要介護状態にある高齢者に対して身体的虐待を行い、暴力行為が確認されたため、警察が介入し、救急搬送も行われた。当該事案は現在も対応継続中であり、被害者と加害者の分離措置を講じている状況である。

- 虐待に至る要因はさまざまであるが、今後は夫婦2人世帯が増加していく中で、こうした世帯における虐待リスクにも留意する必要があると考える。周囲の人間が、注意すべき点等あれば教えてほしい。
 - ⇒ 令和6年度に認定された2件の高齢者虐待事案はいずれも、老老介護が行われていた世帯で発生したものであった。老老介護は、虐待リスクの一因となる重要なキーワードであると認識している。介護サービスをうまく活用できていない等の状態から、相談先が見つからず孤立していたことで、家庭内で行き詰まり、虐待に至ったと分析している。虐待事案については、年に1回、県を通じて国に件数や内容を報告しており、それに基づいて国から全国的傾向を示す報告書が出されている。これらの情報も参考にしながら、虐待が継続・再発しないよう、取り組んでいるところである。

- 学校健診の現場では、児童・生徒が他人に肌を見せたがらない傾向が強まっている。そのため、アトピー性皮膚炎や怪我の跡といった身体的な状況を確認する機会が減少しており、虐待の兆候がある場合にはそれを見逃すリスクがある。もちろん、肌を見なければ必ずしも虐待を発見できないというわけではないが、健診に関与していながら、虐待の兆候を見逃すことに対して懸念を抱いている。担任教員なども児童の様子に注意を払っているとは思われるが、医師としても健診を通して気づけることがあるはずであり、それが困難になっている現状に対し、問題意識を持っている。また、社会全体として、そのような状況になってきているのはいかかなものかと感じている。

- 今回報告のあった虐待には、施設での虐待は含まれるのか。
 - ⇒ 施設虐待と養護者における虐待は支援方法が異なるため、今回の報告に施設虐待は含まれていない。

- 施設虐待の件数は、把握しているのか。
 - ⇒ 施設虐待、養護者による虐待ともに把握するようになっているが、令和6年度に関しては施設虐待の通報はなかった。

9. その他

①以下の2点について、委員より確認及び提案があった。

- (1) 令和6年度第1回運営協議会において、圏域地域包括支援センターの活動報告を自治会長への報告を義務付けてほしいと要望をしたところ、まちづくり推進課と協議を行うとのことであったが、その後どのようなようになったか。
 - ⇒ 自治会長は、地域福祉に積極的に取り組んでいただいているところであり、他にも防災・防犯、隣組内での課題等に対応いただいているところ。圏域地域包括支援センターは、民生委員会に定例的に出席をしており、高齢者の相談や課題は、民生委員や福祉員と協力し、解決に向けて動いている。それぞれの役割分担の中で、圏域地域包括支援センターの活動は地域で把握していただいていることから、自治会長への報告の義務付けというのは、難しい。

(2) 人材発掘について

以下のような趣旨で人材発掘に関する制度の提案があった。

介護予防や健康づくりは、高齢者支援にとどまらず、子育て世代の親たちの支援にもつながる重要な取組である。こうした活動に関わる民間人や団体の協力を得ることが困難であるという課題は、福祉部門だけの問題ではなく、市全体で取り組むべき課題であると認識している。自治会役員や活動協力者の確保は現状困難であるが、地域には人材資源が存在している。介護を受けながらも地域活動に参画可能な高齢者など、潜在的な人材を活かすことが重要である。漠然と役員を依頼するのではなく、「高齢者と若者の共生社会の創生」「人口減少社会への対応」など、明確なビジョンと目的を示し、それを担う人材を募るべきである。

具体的には、介護予防・健康づくり・子育て支援といった事業の企画・実行を担う「プロモーション人材」を育成・配置し、自治会長を補佐する柔軟な役割として制度化することが望ましい。

これらの取り組みは、市長直轄事業として位置づけ、行政区ごとの事業格差の是正にもつなげるべきである。人材の発掘方法としては地域からの推薦が考えられるが、専門的知見の習得には研修が必要であり、育成機関としては3～5年程度を想定している。

→ 提案については、市長とまちづくり推進課へ共有する。

②議事録について

署名については堤会長と峰松委員にお願いする。